

第 10 章 総合的な評価

予測・評価の結果に基づき、「当該事業計画は、環境への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」かどうかについて、総合的に評価した。

10.1 建設工事に関する総合評価

建設工事に関する総合評価は、以下に示すとおりである。

【大気質】

建設機械から発生する粉じんの影響は小さいと予測されるが、事業者は、粉じん防止のため強風時における作業の中止、裸地への散水等を行うこととしている。

以上により、「当該事業計画は、建設工事に関する大気質への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

【騒音・振動】

建設機械から発生する騒音・振動については、敷地境界線上で騒音が 60 dB、振動が 35dB 未満となり、特定建設作業の基準値を十分に下回っており、影響は小さいと予測されるが、騒音・振動防止のため、事業者は、建設機械の整備・点検を徹底し整備不良に伴う騒音・振動の発生等を避け、適正運転を行うこととしている。

以上により、「当該事業計画は、建設工事に関する騒音・振動への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

【水質】

建設工事に伴う降雨時の濁りの影響は小さいと予測されるが、濁水防止のため、事業者は、裸地の締め固め、法面の植栽等をすみやかにを行い、濁りの発生を抑制する等の対策を講じることとしている。

以上により、「当該事業計画は、建設工事に関する水質への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

【水象】

造成等の施工による地下水位については、造成等の施工による異常水位変動及び水位低下は認められないこと及び地下水脈を遮断するような構造物の設置はないことから、周辺環境に及ぼす影響は小さいと判断される。

以上により、「当該事業計画は、造成等の施工による地下水位への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

【土壌汚染】

掘削土砂の覆土及び表土利用による土壌汚染については、砒素等が検出される可能性が高い区域を事前に把握し、基準に適合しない土壌を確認した場合は、その区域をできる限り改変せず、覆土及び表土に利用しない。汚染土壌を掘削した場合は、適切に処理することとしている。

以上により、「当該事業計画は、掘削土砂の覆土利用による土壌汚染への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

【動物・植物・生態系】

工事期間中、消失する重要な種については移植等を行い、できる限り影響を回避又は低減する。また、事業者は、改変区域の掘削は発破などを使用せず、可能な限り低騒音型の工法を取り入れ、植栽可能な場所には木本類を含めた在来種による緑化を施すこととしている。

以上により、「当該事業計画は、建設工事に関する動物・植物・生態系への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

【景観】

工事期間中、当該事業計画地を眺望できる主要な場所はなく、重要な景観構成要素の消滅等もないことから、影響は小さいと予測されるが、影響をより緩和するために、事業者は、植栽可能な場所には可能な限り木本類を含めた在来種による緑化を施すこととしている。

以上により、「当該事業計画は、建設工事に関する景観への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

【廃棄物等】

事業者は、工事期間中に発生した伐採木及び伐採根、残土等はすべて再利用し、特に表層土は山林に修復するとき有効利用することから、影響は小さいと予測される。

以上により、「当該事業計画は、建設工事に関する廃棄物への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

10.2 道路交通に関する総合評価

道路交通に関する総合評価は、以下に示すとおりである。

【大気質・騒音・振動】

工事関係車両及び廃棄物運搬車両等による予測を行った結果、周辺環境に与える影響は小さいと予測されるが、影響防止のために、事業者及び廃棄物搬入業者は、運搬車両等の整備・点検を徹底し、整備不良に伴う環境負荷を避ける他、急発進、空ぶかしを避け適正運転を行うこととしている。また、周辺の廃棄物業者と協定を結び、法令速度の遵守や車両に無理な負荷をかけないように努め、安全運転を啓蒙するため、道路のそばに、法令速度を遵守する等の看板を設置する。

以上により、「当該事業計画は、道路交通に関する大気質・騒音・振動への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

10.3 廃棄物の埋立てに関する総合評価

廃棄物の埋立てに関する総合評価は、以下に示すとおりである。

【大気質】

廃棄物の埋立てに伴う粉じん等による生活環境への影響は小さいと予測されるが、粉じん等の防止のため、事業者は、埋立作業中は適宜散水を行うこととしている。

以上により、「当該事業計画は、廃棄物の埋立てに関する大気質への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

【悪臭】

廃棄物の埋立てに伴う悪臭については、臭気指数が10以下と許容限度を十分下回り影響は小さいと予測されるが、悪臭防止のため、事業者は、廃棄物の埋立て処分後、即日覆土を行う他、廃棄物の展開検査を徹底し、安定5品目以外【廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）】混入しないようにすることとしている。

以上により、「当該事業計画は、廃棄物の埋立てに関する悪臭への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

【水質】

廃棄物の埋立てに伴う水質については、環境基準値を下回り影響は小さいと予測されるが、水質への影響防止のため、事業者は、安定型処分場で処分できない産業廃棄物が、付着、混入等により処分場内に持ち込まれることのないよう搬入管理の強化を行い、埋立区域内の浸透水の砒素等を除去するため浸透水処理施設を設置し、処理した後、普通河川（大滝川）に放流することとしている。

以上により、「当該事業計画は、廃棄物の埋立てに関する水質への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

【水象】

廃棄物の埋立てに伴う地下水の流れについては、ほぼ地形に沿って流れ、現地盤に土えん堤（盛土）を施工するだけであり、帯水層を遮断するような構造物の設置はない。

以上により、「当該事業計画は、廃棄物の埋立てに関する地下水の流れへの影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

【地下水汚染】

廃棄物の埋立てに伴う地下水汚染については、鉛、砒素の検出は当該処分場による影響ではなく、自然由来によるものであると予測されるが、地下水汚染の防止のため、事業者は、事後調査を行い、かつ、安定型処分場で処分できない産業廃棄物が付着、混入等により処分場内に持ち込まれることのないよう搬入管理の強化を行い、埋立区域内の浸透水の砒素等を除去するため浸透水処理施設を設置し、処理した後、普通河川（大滝川）に放流することとしている。

以上により、「当該事業計画は、廃棄物の埋立てに関する地下水汚染への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

【土壌汚染】

廃棄物の埋立てに伴う土壌汚染については、環境基準値等を下回り影響は小さいと予測されるが、土壌汚染の防止のため、事業者は、安定型処分場で処分できない産業廃棄物が、付着、混入等により処分場内に持ち込まれることのないよう搬入管理の強化を行い、毎月排出事業者への視察訪問を実施し、施設の確認、処理状況を調査し、安定型処分場で処分できない産業廃棄物の混入防止対策を行うこととしている。また、廃棄物の埋立てに伴う覆土及び表土利用による土壌汚染については、砒素等が検出される可能性が高い区域を事前に把握し、基準に適合しない土壌を確認した場合は、その区域をできる限り改変せず、覆土及び表土に利用しない。

以上により、「当該事業計画は、廃棄物の埋立てに関する土壌汚染への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

【動物・植物・生態系】

廃棄物の埋立てに伴う動物・植物・生態系については、消失する重要な種の存続を図るため、事業計画の見直しや移植等を行い、できる限り影響を回避又は低減する。また、事業者は、植栽可能な場所には可能な限り木本類を含めた在来種による緑化を施すこととしている。

以上により、「当該事業計画は、廃棄物の埋立てに関する動物・植物・生態系への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

【景観】

廃棄物の埋立てに伴う景観については、当該事業計画地を眺望できる主要な場所はなく、重要な景観構成要素の消滅等もないことから、影響は小さいと予測されるが、影響をより緩和するために、事業者は、植栽可能な場所には可能な限り木本類を含めた在来種による緑化を施すこととしている。

以上により、「当該事業計画は、廃棄物の埋立てに関する景観への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。

【廃棄物等】

廃棄物の埋立てに伴う沈砂池の堆積物及び浸透水処理施設の汚泥について、堆積物及び汚泥を撤去し、受入れ可能な処分場及び施設で処理することから、周辺環境に及ぼす影響は小さいと判断される

以上により、「当該事業計画は、廃棄物の埋立てに関する廃棄物等への影響が実行可能な範囲で回避又は低減がなされている。」と考えられる。